

第2章

自然環境の保全

<p>横浜市環境目標</p>	<p>緑・水・生物多様性</p>	<p>緑被率31%をさらに向上させる。 注)「横浜市水と緑の基本計画」のリーディングプロジェクトである「横浜みどりアップ計画」さらに、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」において、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するため、緑被率を31%以上維持・向上させることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水のかん養が行われ、河川や水路に豊かな水量が確保されている。 うるおいとふれあいのある水辺空間の整備がすすめられている。 まとまりとつながりのある緑地や水辺地が確保され、身近な動植物とふれあえる環境づくりが進められている。
<p>目標達成のための指標</p>	<p>緑・水</p>	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5年ごとの調査において、平成16年当時の緑被率31%が向上していること。 川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所 河川や水路などの環境整備 117km
<p>平成21年度達成状況</p>	<p>緑・水・生物多様性</p>	<p>「緑被率」29.8% 「樹林地」7,569ha、「農地」2,815ha、「草地」2,588ha 緑被率合計12,972ha(市域面積の29.8%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 川の生態系の観察などができる水辺拠点の整備 3か所を新たに整備。 河川や水路などの環境整備 5.8kmを新たに整備。 指定管理者に生物多様性に配慮した公園管理マニュアルの順守徹底。 水域生物相調査トンボはどこまで飛ぶか調査の実施。 「生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方」を審議。

※平成18年12月に「横浜市緑の基本計画」「横浜市水環境計画」「水環境マスタープラン」を統合し、「横浜市水と緑の基本計画」を策定しました。本年次報告の基となる「横浜市環境管理計画」改訂時(平成16年度)においては、「横浜市緑の基本計画」に基づき緑の総量をあらわす指標として「緑のオープンスペース」を使用してきました。しかし、統合した「横浜市水と緑の基本計画」では緑を表す指標として、「緑被率」を使用しており、本年次報告でもこの指標値を用います。

1. 横浜の緑の現状について

緑の総量の変化について傾向を把握するために、概ね5年ごとに、「緑被率」の調査を行っています。これは、緑の総量を把握する方法の一つで航空写真によって上空から見たときの緑(300㎡以上の樹林地・農地・草地)に被われている土地の割合を示したものです。

最近では、平成21年度に調査を行い、29.8%という結果になりました。

平成13年度、16年度は、31.2%、31.0%であり、減少傾向にあります。また、平成16年度から21年度までの5年間で、517haの緑が減少しており、毎年、約100haの緑が失われていることとなります。

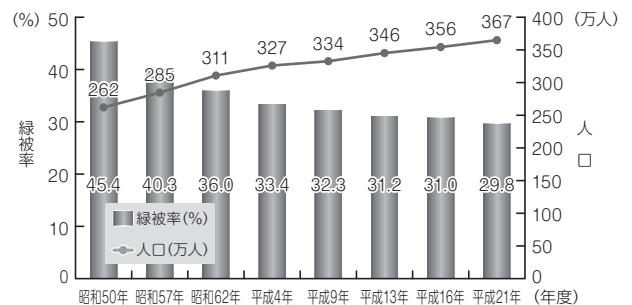


図2-1 横浜市の人口と緑被率の推移

また、今回は市民一人ひとりの緑化活動を把握するため、新たに10㎡以上の緑(樹木・農地・草地)を「10㎡緑被率」として併せて調査を行いました。この値は、緑被率(300㎡以上)と比べ、7ポイント大きい36.8%となりました。(図2-1)



特集	横浜の生物多様性
第1章	地球温暖化対策の推進
第2章	自然環境の保全
第3章	少負荷型都市づくりの推進
第4章	良好な都市景観の保全
第5章	公害(生活環境)対策の推進
第6章	資源循環型まちづくりの推進
第7章	環境教育及び市民の環境活動促進
第8章	市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進
第9章	環境分野における国際的連携の推進
	各区役所の環境施策
	付属資料

(1) 横浜市水と緑の基本計画について

この計画は、緑の七大拠点など拠点となる緑の保全と創造、河川流域単位で展開する快適な水環境づくりや自然な水循環の回復、水と緑の環境を市民と共に楽しみながらつくり育てる取組などを推進しています。

本計画では緑被率の維持向上を目標としており、概ね5年ごとに緑被率調査を行っています。平成21年の調査では緑被率は29.8%でした。

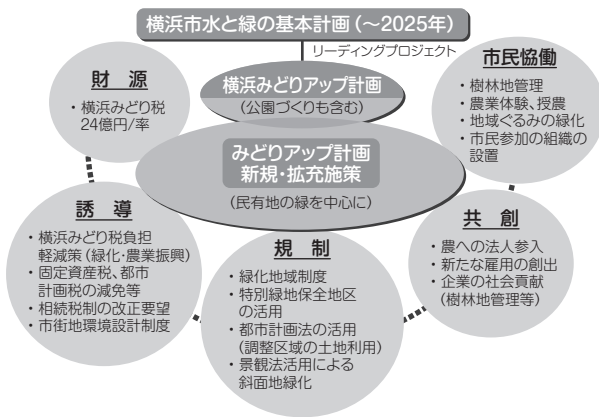


図2-2 みどりアップの施策体系

(3) 横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の実施について、情報提供を行い、広く市民からの意見を把握するとともに、事業の評価及び提案、横浜みどり税の使途の明確化を市民協働により行うことを目的として「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を設置しました。

平成22年7月31日(土)には、横浜みどりアップ計画市民推進会議の第6回会議として、みどりのオープンフォーラムが「ヨコハマ創造都市センター(YCC)」で開催されました。

過去5回の市民推進会議、部会、現地調査を重ね、平成22年6月14日に「平成21年度報告書」をまとめました。みどりのオープンフォーラムにて報告書を紹介し、参加いただいた約50名の市民の皆様は「横浜のみどり」について樹林地、農地、緑化推進、緑全体の4グループに分かれ、ワークショップ形成で意見交換をしていただきました。

今回いただいたご意見を、今後の市民推進会議の運営に反映してまいります。

(2) 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)について

横浜の緑の総量は減少を続けており、毎年約100haの山林・農地が失われています。緑は一度失われると、回復が困難であり、その保全は緊急に取り組まなければならない課題です。

そこで、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまちを次世代に継承するために、従来進めている「横浜みどりアップ計画」の施策に加え、平成21年4月から新規・拡充施策に取り組んでいます。

新規・拡充施策は長期的・継続的な視点に立ちつつ、5か年の事業計画としており、横浜みどり税を主な財源として、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で事業・取組を推進しています。

さらに、市民意見反映の仕組みとして、公募の市民などによる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」を設置(平成21年6月)し、事業の評価及び提案、横浜みどり税の使途の明確化を市民協働により行っています。

さらに、これまでの課題を踏まえ、市民ニーズに柔軟に対応できる制度の見直し、きめ細かな広報、市街地での「みどり」の創造などに取り組んでまいります。



図2-3 会場の様子



図2-4 会場の様子

2. 樹林地を守る

◎ 保全された樹林地

概要	
市内に残された貴重な緑について、市民の森などの指定が大幅に進みました。また、指定された緑地の維持管理を積極的にいき、明るく健全な森づくりを進めました。	
詳細事例	
樹林地の指定：87.8ha(特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) ※87.8haは、日産スタジアム約13個分の面積になります。	
維持管理助成制度：制度創設し、19件助成	
樹林地ごとの保全管理計画策定：3箇所(追分市民の森など)	
樹林地保全について理解を深める講座：32回実施	

(1) 樹林地の保全

市内には、市街地に点在する樹林地や、郊外部の「こどもの国周辺」「三保・新治」「川井・矢指」「大池・今井・名瀬」「舞岡・野庭」「円海山周辺」「小柴・富岡」など「緑の10大拠点」やまとまりのある樹林地など、市域面積の約5%にあたる約2,151ha(平成22年度山林台帳より)の樹林地があります。

これらの緑地は、都市の安全性の確保、景観の保全、市民の生活環境の維持向上など多くの機能を持っており、可能な限り将来に残し伝えていく必要があります。

緑の保全策としては、土地所有者の理解と協力を得て、首都圏近郊緑地保全法による「近郊緑地特別保全地区」や都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定のほか、本市独自の制度である「市民の森」「ふれあいの樹林」「緑地保存地区」「源流の森」の指定や、「よこはま協働の森基金」による樹林地の保全があります。

また、市民ボランティアによる樹林の管理・育成を進める「市民による里山育成事業」や自然保護意識の啓発のための「横浜自然観察の森」の運営などを行っています。

3. 農地を守る

◎ 水田の保全

概要	
収穫体験農園の開設が進み、身近な場所で地産地消を実感できる機会が増えました。水田所有者と水稻耕作を継続する契約を結び、多くの水田を保全することができました。	
詳細事例	
収穫体験農園の開設：1.05ha・9箇所	
水田の保全：約89ha・449件	
認定農業者等への支援：45件	

(1) 農地の保全と活用

市内の農地は市域面積の約7.3%を占める3,192haで、郊外部の市街化調整区域を中心に、里山や河川と一体となった緑豊かな環境を形成しています。

農地は、農産物を生産する場であるだけでなく、土、水、緑などの自然環境や景観を保全する緑のオープンスペースでもあります。また、市民が農とふれあうレクリエーションや地域の交流、教育の場、さら

には水源かん用や温暖化防止としての役割も持っています。

横浜市では、「農のあるまちづくり」を目標に、多様な機能をもつ農地を保全し、持続可能な都市農業の振興を推進しています。

特集
横浜の生物多様性
第1章
地球温暖化対策の推進
第2章
自然環境の保全
第3章
少負荷型都市づくりの推進
第4章
良好な都市景観の保全
第5章
公害(生活環境)対策の推進
第6章
資源循環型まちづくりの推進
第7章
環境教育及び市民の環境活動促進
第8章
市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進
第9章
環境分野における国際的連携の推進
各区役所の環境施策
付属資料



ア 農業専用地区の指定と整備

都市と調和のとれた農業の発展をはかるため、市街化調整区域内のまとまりある優良な農地を中心に、本市独自の施策として農業専用地区を指定し、農業生産の基盤である農地や農業用施設の整備、農家の育成などを進め、総合的、計画的に農地の保全と地域農業の振興を図っています。

表2-1 生産振興品目(横浜ブランド農産物)

項目	品種名
野菜26品目	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、はくさい、こまつな、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、しゅんぎく、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、きゅうり、なす、トマト、とうもろこし、いんげん、えだまめ、さつまいも、じゃがいも、さといも、たまねぎ、うど、みずな、つけな類(べかな、からしな、たかな)
果物4品目	ナシ、ブドウ、カキ、ウメ

イ 恵みの里

多様な農体験や農産物の直売の促進、農の景観づくりなど、農業や農地の魅力を市民に提供する新しい農業経営の展開を進める地域づくりを行っています。市民参加の活動を通して、農地の保全と不耕作地の有効活用をし、農業の振興を図るとともに農業地域の環境や景観の保全を進めています。

ウ 横浜ふるさと村

地域の農業振興とあわせて、市民が田園風景を楽しむ自然環境・農業・農村文化に親しめる「横浜ふるさと村」を設置しています。

「寺家ふるさと村(青葉区)」には、総合案内所「四季の家」、里山が連なる「ふるさとの森」のほか、郷土文化館、体験温室、陶芸舎、果樹園などがあります。

「舞岡ふるさと村(戸塚区)」には、総合案内所「虹

の家」をはじめ、ふるさとの森、地元の新鮮な野菜の直売やハム工房、体験温室などがあります。

エ 生産緑地地区の指定

市街化区域内の農地などを計画的に保全し、良好な都市環境を形成するため、市街化区域内にある500㎡以上の一団の農地などで、生産緑地法及び本市の指定基準に該当するものについて、平成4年から生産緑地地区の指定を行っています。

(2) 横浜型都市農業の振興

ア 地産地消の推進

市内で生産された農畜産物の地域内消費を市民や農業者の皆さんとともにすすめることにより農を活かした風土を育み、農業を活性化させ、農地の保全を図ります。このような地産地消を推進するため、市内産農産物が身近で購入できる直売所のネットワーク化を進めるとともに、市内産農産物の学校給食への供給拡大に取り組んでいます。また、地産地消を推進する人材の育成・支援や、11月の地産地消月間を中心に市内産農産物のPRを行っています(表2-1、図2-2)。

イ 環境保全型農業の推進

環境にやさしい農業を推進するため、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした栽培方法などを普及しています。また、環境保全型農業を推進するため、積極的に取り組む農業者を環境保全型農業推進者として認定しています。

ウ 市民利用型農園の設置

農体験に対する市民ニーズに対応しながら農地の保全を図るため、各種の市民農園の開設を促進しています。

特集	横浜の生物多様性
第1章	地球温暖化対策の推進
第2章	自然環境の保全
第3章	少負荷型都市づくりの推進
第4章	良好な都市景観の保全
第5章	公害(生活環境)対策の推進
第6章	資源循環型まちづくりの推進
第7章	環境教育及び市民の環境活動促進
第8章	市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進
第9章	環境分野における国際的連携の推進
	各区役所の環境施策
	付属資料

4. 緑をつくる

◎ 保育園や幼稚園の園庭の芝生化

概要
地域ぐるみで緑化活動を行う地区の支援を行い、地域の緑化計画やルールづくりの活動が始まりました。また、子どもたちが緑の環境に触れられるように、保育園・幼稚園の園庭の芝生化を行いました。
詳細事例
地域ぐるみでの活動が始まった地区:6地区 園庭の芝生化:16園 地域の名木古木の指定:41本

(1) 緑化の推進

緑豊かなまちづくりを進めるため、公共施設や民有地の緑化に取り組み、地域の緑の拠点や緑のネットワークづくりを進めています。具体的には、市民や事業者との協働による「京浜の森づくり」や都市環境の向上のための「屋上緑化などの推進」などに取り組んでいます。また、市民が積極的に緑化活動に取り組めるように「よこはま緑の街づくり基金」事業を通じて活動の支援をしています。

ア 公共施設の緑化

地域の緑の拠点として、花と緑に囲まれた公共施設空間を創出しています。市営住宅・小学校などの公共建築物・道路・公園・河川などの公共施設を対象に平成21年度は、約11万4千本の植栽を行いました。

イ 屋上緑化推進事業

緑地が少ない市街地において、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の向上を図るため、建築物の屋上及び壁面の緑化を推進しています。

ウ よこはま緑の街づくり基金事業(財)横浜市緑の協会が実施)

民有地の緑化を推進するため、市民の緑化活動を支援しています。

エ みんなで取り組む 150万本植樹行動

横浜のまちや暮らしに緑を増やし、緑豊かな環境を次世代へ継承するため、開港150周年を迎える平成21年度までに、市民・企業・行政が協働して市内に150万本の木を植える取組に平成18年度からチャレンジしてきました。

(ア) 4か年で約185万本の植樹を達成

平成18年度から21年度までの4か年で、市内に約163万7千本の植樹を行いました。また、苗木を約21万8千本配布し、これを加えると約185万5千本になりました。

(イ) 市民、企業や団体の植樹情報の募集

市民の皆さんの自宅庭への植樹や企業や団体の植樹行動のPRや苗木の配布などへの協力について、希望により本市ホームページへの掲載を行いました。なお、この活動は平成21年度末で締め切りました。

(2) 公園の整備と管理

市内には、2,592か所、1,736ha(平成21年度末)の都市公園があります(市民一人あたりでは4.73㎡)。これらの都市公園には、都市環境を改善する重要な役割があります。

例えば、近年進行しているヒートアイランド現象の緩和や生物の生息環境を確保することなどがあります。これらの役割を市民の方々に知っていただき、より良好な環境づくりを学ぶ環境学習の場としての活用も推進しています。

平成21年度には、都心部の公園としてアメリカ山公園の新設整備(図2-5)、大規模な公園として野島公園旧伊藤博文金沢別邸の復元が(図2-6)完了しました。その他の公園整備についても、地元調整、関係機関との協議などを行い、事業を着実に進めています。

また、開発事業では、開発に伴う公園の整備や緑化について指導を行っています。

平成21年度には、18か所、10haの都市公園が供用を開始しました(開発事業による公園設置を含む)(表2-2)。

特集
横浜の生物多様性
第1章
地球温暖化対策の推進
第2章
自然環境の保全
第3章
少負荷型都市づくりの推進
第4章
良好な都市景観の保全
第5章
公害(生活環境)対策の推進
第6章
資源循環型まちづくりの推進
第7章
環境教育及び市民の環境活動促進
第8章
市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進
第9章
環境分野における国際的連携の推進
各区役所の環境施策
付属資料



図2-5 アメリカ山公園



図2-6 野島公園 旧伊藤博文金沢別邸の復元

表2-2 新設整備のうち平成21年度に供用を開始した公園

種別	公園名
風致公園	アメリカ山公園
	小菅ヶ谷北公園
総合公園	新治里山公園
地区公園	谷本公園
街区公園	和泉町作右衛門公園
	新山下公園
	上白根ふる里公園
	霞ヶ丘公園
都市緑地	汲沢御所水公園
	奈良町さくら公園
	奈良しぜん緑地

5.多自然型の川づくり

横浜市内の河川は、北から鶴見川・入江川・滝の川・帷子川・大岡川・境川・侍従川・宮川が海に流れ込んでいます。これら本流をなす川は、多くの支流を持ち、これをひとつの水系と数えると、今横浜には8水系58河川があります。

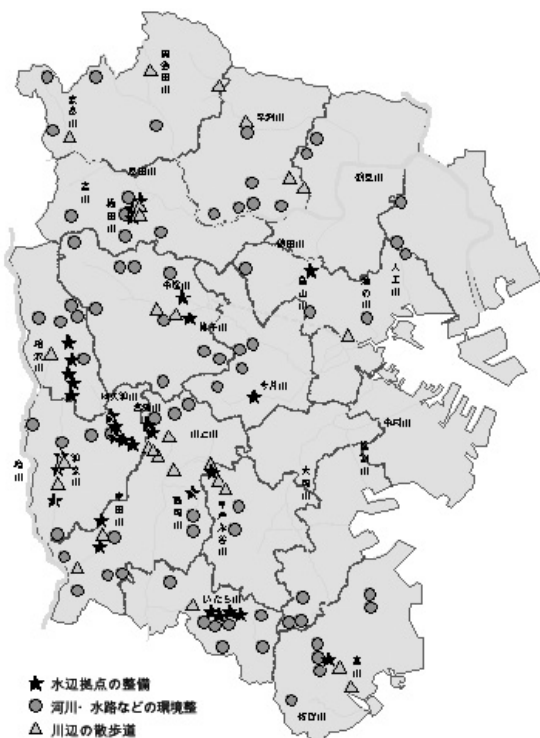


図2-7 川と親む川辺づくり整備拠点

平成21年度は18の河川について護岸改修などを行うとともに、水辺に親しめる親水環境整備を進めました(表2-3、図2-7)。

また、開発事業などで設置された雨水調整池のうち、寄付を受け、市が管理している雨水調整池は、平成21年度末で206か所となっており、このうち生物生息空間に配慮した整備を28か所行っています。

さらに、河川の総合的な治水対策を進め、当面、概ね1時間降雨量50mmでは被害が発生しないよう整備するとともに、長期的には30～50年に一度の降雨に対しても溢水しないような計画としています。

表2-3 川と親しめる水辺一覧(平成22年3月末)

水辺拠点	34か所
せせらぎ緑道	16.8km
小川アメニティ	23.2km
川辺の散歩道	33.0km
親水公園	25.9ha

特集
横浜の生物多様性

第1章
地球温暖化対策の推進

第2章
自然環境の保全

第3章
少負荷型都市づくりの推進

第4章
良好な都市景観の保全

第5章
公害(生活環境)対策の推進

第6章
資源循環型まちづくりの推進

第7章
環境教育及び市民の環境活動促進

第8章
市役所の環境保全に向けた自主的な取組の推進

第9章
環境分野における国際的連携の推進

各区役所の環境施策

付属資料